

関係者各位

お知らせ

バターミルクに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第1の6の8の項に定める物品（バターミルク）については、本年度の初日から平成30年1月末日までの輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったため、同項の規定に基づき、平成30年3月1日から同年3月31日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

つきましては、下記内容を参照のうえ適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関して不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門宛照会願います。

記

1. 対象物品及び税率

	NACCS 用品目コード	関税率	
		発動前	発動後
①脂肪分が全重量の1.5%以下のもの	0403.90-113	29.8%+92円/kg	39.7%+224円/kg (別途、調整金304円/kgが課される)
	0403.90-118	29.8%+396円/kg	39.7%+528円/kg
②脂肪分が全重量の1.5%を超え26%以下のもの	0403.90-123	29.8%+123円/kg	39.7%+317円/kg (別途、調整金459円/kgが課される)
	0403.90-128	29.8%+582円/kg	39.7%+776円/kg
③脂肪分が全重量の26%を超えるもの	0403.90-133	29.8%+189円/kg	39.7%+530円/kg (別途、調整金834円/kgが課される)
	0403.90-138	29.8%+1,023円/kg	39.7%+1,364円/kg

2. 除外となるもの

関税暫定措置法第7条の3第2項各号に該当するもの。

3. その他

当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等については、NACCSセンターHP中のNACCS掲示板をご確認下さい。

本件に関する照会先

業務部通関総括第1部門

電話番号078-333-3086